

徳島県情報公開審査会答申第236号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成29年6月2日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H29.6.1日に県庁で公文書公開請求した書類（FAX，電子申請を除く）」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年6月23日、本件請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）についてはその全てが条例第8条第1号に規定する情報に該当するとして公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年6月26日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年11月29日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

以前は公開していたのに、県の都合で公文書を公開しないのはおかしく、これら嫌がらせ行為は、知事及び職員の犯罪を隠す行為は悪質であり、「記念オケ問題」の公開請求書が含むからと思われる。正に、「枉法行為」及び「公用文書毀棄罪」そのものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭理由説明によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容

平成29年6月1日、県庁ふれあいセンター内の公開窓口において、受付を行った公文書公開請求書である。

本件公文書は、全て個人からの請求であるが、請求された内容の全てが個人情報であると認められるため、条例第8条第1号本文に該当することから、条例第12条第2項の規定により、公文書非公開決定を行ったものである。

(2) 本件処分を行った理由

本件公文書は、全て個人からの請求であるが、本来、誰がどのような公文書を請求するかということは、プライバシーに関する情報であるため、最大限の保護をすべきものである。

本件公文書の記載内容を見ると、

- ①請求者の住所、氏名及び電話番号については、それ自体により特定の個人を識別することが可能である。
- ②公文書の件名については、請求者が関係する文書であったり、請求者の関心事であるなど、他の情報と照合すると特定の個人が識別できる可能性がある。
- ③その他の記載についても、手書きの場合、その筆跡を他の情報と照合することにより特定の個人を識別することが可能である。

また、審査請求人は平成29年6月1日に県庁ふれあいセンター内の公開窓口に居合わせ、審査請求人の知人を含む複数の関係者が公文書公開請求を行っていることを確認し、当該人の請求内容を確認するために本件請求を行った。当該事情を考慮し、公文書の件名及び筆跡を公開することとすると、審査請求人の知りうる情報と照合することにより、特定の個人を識別しうると判断した。

以上のことから、本件公文書の情報は条例第8条第1号本文に該当し、同号イからハまでに該当しないことは明らかである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年11月29日	諮問
令和4年10月24日	審議（第199回審査会）
同 年11月17日	実施機関からの口頭理由説明、審議（第200回審査会）
同 年12月15日	審議（第201回審査会）

令和 5 年 1 月 1 3 日	審議（第 2 0 2 回審査会）
------------------	------------------

第 6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の審査対象について

本件請求は、平成 2 9 年 6 月 1 日に県庁ふれあいセンター内の公開窓口にファクシミリ及び電子申請以外の方法により提出された「公文書公開請求書」の公開を求めるものである。

本件請求に対し、実施機関は本件公文書を特定し、その全てが条例第 8 条第 1 号に規定する情報に該当することから非公開としたところ、審査請求人が当該非公開文書の公開を求めていることから、以下、当該公文書の非公開情報該当性について検討する。

2 非公開情報の判断基準

(1) 非公開とされた情報の分類

当審査会において本件公文書を見分したところ、これらの公文書には次のような情報が記載されていると認められる。

- ・請求日
- ・請求先
- ・公開請求者の住所、氏名及び電話番号
- ・公文書の件名
- ・公開の方法についての丸囲み

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

条例では、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるよう公文書の公開を請求する権利を規定し、その解釈・運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分に尊重しなければならないとしている。しかし、この公文書公開請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益を侵害したり、公共の利益を損なったりする場合など、公開しないことに合理的な理由のある情報を非公開情報として条例第 8 条各号に例外的に定めている。

したがって、当審査会は、原則公開の理念に照らし、本件処分に係る公文書が、条例第 8 条各号に規定する非公開情報に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別具体的に判断することとする。

(3) 条例第 8 条第 1 号の規定について

本件事案に係る条例第 8 条第 1 号の判断基準については次のとおりである。

ア 特定の個人を識別することができる情報（イを除く。）

条例において、個人の氏名、生年月日は、それだけで特定の個人を識別する

ことができる情報とされている。

イ 他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報

ア以外の記述等であっても、単独では必ずしも特定の個人が識別されるとは言えないが他の情報が組み合わされることにより特定の個人が識別され得ることとなる場合には、当該記述等は特定の個人を識別することができる情報に該当する。この照合の対象となる「他の情報」の範囲については、公知の情報や公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得るものとするか、あるいは、近親者や利害関係人であれば知り得るようなものも含まれるとするか、裁判例その他の裁決においても争いのあるところである。

これについて、まず、条例は、個人の正当な権利利益を保護するため「個人に関する情報」を画するものとしていわゆるプライバシー情報に該当するか否かではなく特定の個人を識別することができる情報であるか否かによることを採用し、個人識別情報を含む個人に関する情報を原則不開示とすることで個人に関する情報の保護に万全を期したものであると言える。一方で、個人の権利利益を侵害することがないので非公開とする必要がないもの及び個人の権利利益を侵害することがあっても公開することの公益が優越するため公開すべきものを例外的に公開する事項として列挙することにより、非公開の範囲が不必要に広がらないようにし、請求者の権利利益の保護を図っている。

また、条例では「他の情報」と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる情報も個人識別情報に含むこととしているが、他の情報の範囲や照合の容易性について特に限定を加えられていないことや、何人に対しても情報公開請求権を認める中で個人に関する情報がみだりに公開されることがないように最大限の配慮をすることを求めていることに鑑みれば、照合の対象となる「他の情報」には、特定の範囲にいる者にとって容易に入手しうる情報も該当すると解するのが相当である。

(4) 部分公開の検討について

公文書の公開・非公開の判断においては、公文書の中に非公開情報が記録されている場合には、常に、条例第9条第1項に規定する部分公開の余地を検討し、非公開情報が他の情報と容易に区分できる場合にあっては、当該部分を除いた部分を公開しなければならない。なお、非公開情報が記録されている部分を除いた残りの部分に有意性がない場合にはこの限りではない。有意性の判断については、社会常識に照らして客観的に判断する必要がある。

3 本件公文書の非公開情報該当性について

本件処分において、実施機関が条例第8条第1号に該当するとして非公開とした情報は、本件公文書全てである。実施機関は本件公文書のうち、請求日、請求先、公開請求者の住所、氏名、電話番号及び公文書の件名並びに公開の方法についての丸囲みについてそれぞれ条例第8条第1号に該当すると主張している。以下それぞれの情報

について非公開情報該当性について検討する。

(1) 公開請求者の住所、氏名及び電話番号については、実施機関は、それ自体により特定の個人を識別することができるため、条例第8条第1号本文に該当し、同号イからハまでの例外に該当しないと主張しており、実施機関の当該判断については妥当であると認められる。

(2) 公文書の件名については、実施機関は、請求者が関係する文書であったり、請求者の関心事であるなど、他の情報と照合すると特定の個人が識別できる可能性があるため、条例第8条第1号本文に該当し、同号イからハまでの例外に該当しないと主張する。

公文書の件名は、自由に記載することができるため、その内容によっては他の情報と照合した場合に、特定の個人が識別される可能性が全くないとは言えない。

(3) 請求日及び請求先の情報について、実施機関は、手書きの場合、その筆跡を他の情報と照合することにより特定の個人を識別することが可能であると主張している。

しかし、一般的には、筆跡鑑定を行うなど特別な調査を行わない限り、通常筆跡から個人を特定することは困難であるため、公開請求者の住所、氏名及び電話番号の情報を非公開とすれば、筆跡から特定の個人が識別されるおそれはないと考えられる。

ところが、本件事案については、実施機関の口頭理由説明によると、審査請求人は請求時に県庁ふれあいセンター内の公開窓口に着合わせ、審査請求人の知人を含む複数の関係者が公文書公開請求を行っているのを確認し、当該人がどのような請求をしたのかを確認するために本件請求を行ったとして、この事情を考慮し、公文書の件名及び筆跡を公開することとすると、審査請求人の知りうる情報と照合することにより、特定の個人を識別しうると判断し、請求日、請求先及び公文書の件名についても非公開決定を行ったとのことである。

当審査会が見分する限り、本件公文書の公文書の件名の記載内容は特定の個人が特定されるような特殊な内容ではないが、当該日に窓口において提出された公文書公開請求書は全て手書きの公文書公開請求書であった。

本件公文書の請求人に審査請求人の知人が含まれていること及び請求時に居合わせたという特殊な事情を考慮すると、本件公文書の件名及び筆跡を公開することにより、審査請求人は自身が保有する当該日に請求を行った者に関する情報と照合することで、特定の個人を識別しうると認められるため、実施機関の判断は妥当性を欠くとは認められない。

(4) 公開の方法の丸囲みについて、実施機関は請求日及び請求先の情報と同様に、手書きの場合、その筆跡を他の情報と照合することにより特定の個人を識別することが可能であると主張しているが、様式部分の記載について、該当するものを丸囲みしているだけであり、丸囲みの筆跡と他の情報を照合することにより特定の個人を識別することができるとの主張は認められない。

しかし、条例第9条第1項において、「実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と定められており、公開の方法の丸囲み部分のみを公開したとしても、有意な情報が記録されているとは認められない。

4 本件処分の妥当性について

以上のことから、請求日、請求先、公開請求者の住所、氏名及び電話番号並びに公文書の件名について、実施機関が条例第8条第1号に該当するとして非公開とした判断は妥当である。

公開の方法の丸囲み部分については条例8条第1号に規定する非公開情報に該当するとは認められないが、有意な情報が記録されているとは認められない。

よって、条例第9条第1項に基づき、公開文書全てについて、非公開とした実施機関の本件処分は妥当であると判断する。

5 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
綾野 隆文	弁護士	令和4年12月14日から
大森 千夏	弁護士	
鎌谷 郁代	税理士	
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部 准教授	会長職務代理者
真鍋 直敬	弁護士	令和4年11月16日まで